

3. 1 1 メモリアルネットワーク 役員推薦投票規程

(目的)

第1条 この規程は、3. 1 1 メモリアルネットワークが規約で定める役員の推薦投票について、必要な事項を定めることを目的とする。

(投開票の管理・事務)

第2条 投票及び開票の管理並びに役員推薦投票に関する事務は、事務局が担当する。

(投票権)

第3条 役員は、投票者1名につき3名を推薦する投票形式により、概ね10名を選出する。

(投票者)

第4条 役員の推薦投票を行うのは、本会の会員のうち投票権を有する者とする。

(候補者の条件)

第5条 候補者は、被投票権を有する会員の中から、石巻圏域の震災伝承を担う資質と熱意が認められる者とする。

(投票)

第6条 投票者は、自ら、投票用紙に異なる候補者氏名を3名まで記載して、これを投票箱に入れる。

2 投票は無記名とする。

3 投票の開始前は、当会の趣旨を再確認するために黙祷し、投票箱が空であることを確認する。

4 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

(期日前投票)

第7条 投票日当日に参加できない会員は、事務局に対し期日前投票用紙の発行を申し出、郵送によって投票することができる。

2 事務局は所定の期日までに到着した投票用紙を金庫に保管し、当日に投票された分と合わせて開票を行う。

3 次の投票用紙は無効とする。

(1) 発行された投票用紙を用いないもの

(2) 定められた期日までに到着しなかったもの

(開票)

第8条 開票は、投票終了後速やかに投票者の面前で、事務局が投票箱を開き、候補者ごとに得票数を計算するものとする。

2 次の投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

- (2) 記載すべき候補者の数を超えて記載したもの
- (3) 記載された氏名から個人が特定できないもの
- 3 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、事務局内で協議し決定する。

(投票結果の判定)

第9条 得票数の多い候補者から順に10名を選出する。

- 2 得票数が同数で定員数を超えた候補者は、得票数が上位の候補者と合わせて12名以内に収まる場合は、その全員を役員とする。13名以上となった場合は、同票得票者同士の互選によって、得票数が上位の候補者と合わせて12名以内で役員を決定する。

(開票結果の報告)

第10条 事務局は、投票後速やかに投票の結果を全会員に対し報告する。

(その他)

第11条 本規程に定めのない事項については、会員の協議を経て決定する。

附則

本規程は、平成29年11月17日より施行する。